

# ■ 入居申込書

(賃貸借信用保証委託申込付)

 全保連  
個人用

仲介業者名

担当者名

T E L

担当:

令和 年 月 日

申込物件	名称				使用目的	<input type="checkbox"/> 住居	<input type="checkbox"/> 事務所	<input type="checkbox"/> 店舗
	所在地				取引態様	<input type="checkbox"/> 一般	<input type="checkbox"/> 貸主	
	家賃	共益費		駐車料		水道料		
	敷金	礼金		仲介手数料		保証委託料		

申込人	フリガナ				<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 独身	生年月日			
	氏名				<input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 既婚	S・H	年	月	日 ( 歳 )
	本籍地				連絡先	自宅				
	現住所					携帯				
	現在の住居	<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 家族所有 <input type="checkbox"/> 公営住宅 <input type="checkbox"/> 賃貸アパート <input type="checkbox"/> その他( )			現家賃	年				
	勤務先名				勤務TEL	内線( )				
	所在地				勤続	年	年	収	万円	
業種		所属		役職		入居予定日	年	月	日	

入居者	フリガナ 氏名	性別	続柄	生年月日	会社名・学校名	連絡先(職場又は携帯)
				年 月 日		
				年 月 日		
				年 月 日		
				年 月 日		

連帯保証人 兼 緊急連絡先	フリガナ				続柄	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 独身	生年月日		
	氏名				<input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 既婚	S・H	年	月	日 ( 歳 )
	本籍地				連絡先	自宅				
	現住所					携帯				
	現在の住居	<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 家族所有 <input type="checkbox"/> 公営住宅 <input type="checkbox"/> 賃貸アパート <input type="checkbox"/> その他( )			居住年数	年				
	勤務先名				勤務TEL	内線( )				
	所在地				勤続	年	年	収	万円	
業種		所属		役職						

※ (株)高田産業 ⇒ 連帯保証人扱い 全保連(株) ⇒ 緊急連絡先扱いで審査致します。

**【賃貸借信用保証委託申込み欄】**

全保連 株式会社 沖縄県那覇市天久905番地 TEL (098)866-6081 FAX (098)866-5041

私は裏面注意事項について承認のうえ、賃貸借信用保証委託申込みをします。	署名	(印)
-------------------------------------	----	-----

※入居申込書の内容に虚偽の記載が発覚した場合は、入居申込み及び保証委託申込みは無効とします。

## 入居申込みに関する注意事項

### <<契約の条件>>

1. 本貸室は目的以外に使用することができません。
2. 賃料については、契約締結の日から日割りで計算致します。
3. 敷金として表面に記載された金額を契約締結時に預託して頂きます。ただし、契約が終了し本貸室を明け渡した後、貸室賃貸借契約書の第6条のとおり返還されます。
4. 契約締結後上記2項目及び3項の金員を完納した時点で入居できます。
5. 暴力団員及び右翼関係者は申込み及び入居はできません。
6. 弊社との貸室賃貸借契約期間中は家賃保証システム(賃貸借保証委託契約)に加入し継続する事を条件とします。
7. 貸主及び家賃保証会社の審査結果にてお断りされた場合は審査の内容開示致しません。またそれに伴う異議申立を受け付けません。

### <<提出書類>>

#### ▶ 申込書に添付していただく書類

- (申込者) 1.運転免許証の写し(お持ちでない場合は本人であることを写真で証明できるもの)  
(申込者が法人の場合) 1.印鑑証明書 2.商業登記簿謄本 3.銀行届出印

#### ▶ 契約日までに準備していただく書類等

- (申込者) 1.住民票(入居者全員、続柄、本籍有り) 2.銀行届出印  
(連帯保証人) 1.運転免許証の写し(お持ちでない場合は本人であることを写真で証明できるもの)  
**※契約時に連帯保証人が同席出来ない場合は、印鑑証明書が必要になります。**

※契約は弊社及び保証会社による審査後に行います。

## 賃貸借信用保証委託申込みに関する注意事項

賃貸借信用保証委託申込みの際にお読みになり、十分納得した上で当用紙表面下の申込欄へ記入、押印をお願いいたします。

### <<注意事項>>

1. 保証委託の申込みがあった場合、お申込者が記入した不動産管理会社の入居申込書の内容について、家賃支払能力等に関し弊社の基準に従って審査します。
2. 入居申込書の内容により、弊社より賃貸借契約における連帯保証人予定者の変更及び追加を依頼する場合があります。
3. 弊社の基準に従い保証委託が受理されない場合でも何ら異議のないものとします。
4. 弊社の保証委託申込みの審査結果は、不動産管理会社の入居申込みの審査結果を保証するものではありません。

### <<保証会員審査条件>>

申込者は20歳以上とし、連帯保証人は65歳未満の有職者とします。

### <<保証商品の種類・内容>>

対象物件	保証料金	保証範囲
住居	・初回のみプラン 賃料×100%(初回保証料)	家賃・共益費・水道料※1 管理費・その他賃借人が支払うべき費用等※2
	・毎年プラン 賃料×30%(初回保証料) 賃料×10%(年間保証料)	

※1 上記表内における「賃料」とは、家賃・共益費・管理費等、毎月定額で発生する料金の合計金額をいいます。

※2 その他賃借人が負担すべき費用等とは、賃借人の責により発生した(賃借人に対する)損害賠償債務のうち、弊社が適正と認めたものをいいます。

### <<保証会社>>



賃貸ライフの頼れるパートナー  
**全保連株式会社**

〒900-8608 沖縄県那覇市天久905番地  
TEL:098-866-4901 FAX:098-866-5040

個人情報及び法人情報の取得・管理・利用に関する同意書及び賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書

個人情報及び法人情報の取得・管理・利用に関する同意事項

賃貸借保証委託契約(以下「委託契約」とい、当該委託契約に係る賃貸借保証契約を「保証契約」といいます。)

ます。)に提供することに同意します。
■加盟家賃債務保証情報取扱機関
名 称:一般社団法人 全国賃貸保証協会(略称 LICC)
住 所:〒105-0004 東京都港区新橋5丁目22番6号
ル・グランエール BLDG2 四階 A

に係る開示請求または当該個人情報・法人情報及び貸付け情報に誤りがある場合の訂正・削除等の申立を、加盟先機関が定める手続き及び方法によって行うことができます。

第1条(個人情報)
個人情報とは、以下の個人に関する情報等をいい、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの等を含みます。

(2)申込者は、当社が申込者等との委託契約締結可否の判断及び委託契約又は保証契約の履行・求償権の行使のために、加盟家賃債務保証情報取扱機関に照会し、申込者に関する個人情報が登録されている場合には、当社が当該情報を利用することに同意します。

第9条(個人情報の当社への提供)
申込者は、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃貸人、管理会社、仲介会社又は緊急連絡先及び同居人等の申込者の関係者が、申込者の個人情報を、第4条記載の利用目的のために当社に対し提供することに同意します。

①氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、国籍、職業、勤務先名称、勤務先住所、勤務先電話番号及び年収等の入居申込書兼保証委託申込書(以下「申込書」とい、申込書に相当する書式を含みます。)、委託契約書兼保証契約書に記載された属性情報(変更後の情報を含みます。)

(3)申込者は、以下の表に定める期間登録され、加盟家賃債務保証情報取扱機関の会員により申込者との契約締結可否の判断及び契約の履行・求償権の行使のために利用されることに同意します。

第10条(個人情報の開示・訂正等・利用停止等)
(1)当社は、当社所定の方法により、申込者等本人から、当該申込者本人が識別される個人情報の開示を求められたときは、申込者等本人に対し、遅滞なく、当該保有個人情報を開示します。

②委託契約に関する情報(賃貸物件の名称・所在地、賃料、口座情報、契約の種類、契約日、保証開始日、保証額等を含みます。)

Table with 2 columns: 登録情報, 登録期間. It details registration periods for personal information and lease agreements.

(2)当社は、当社が保有する個人情報の内容が事実でないことが判明した場合、利用目的の達成に必要な範囲内において、速やかに当該情報を最新の情報へ訂正追加又は削除(以下「訂正等」といいます。)します。

③法人名、代表者名、所在地、電話番号、FAX番号、設立年月日、資本金、年商、従業員等、事業内容等の、申込書、委託契約書兼保証委託申込書に記載された属性情報(変更後の情報を含みます。)

(4)申込者は、賃貸人が賃借人等に対して建物明渡請求訴訟を提起した場合にこれにかかると情報を、賃貸人が当社に対し、当社が加盟家賃債務保証情報取扱機関に登録する目的で提供することに同意します。

(3)当社は、申込者本人から当該本人が識別される個人情報の利用の停止、消去又は第三者への提供の停止(以下「利用停止等」といいます。)

④登記事項証明書等に記載された法人確認のための情報。

(5)原則として申込者等本人に限り、加盟家賃債務保証情報取扱機関に登録される個人情報に係る開示請求又は当該個人情報に誤りがある場合の訂正、削除等の申立を、加盟家賃債務保証情報取扱機関が定める手続き及び方法によって行うことができます。

第11条(個人情報の正確性)
当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

第3条(緊急連絡先及び同居人等)
当社は、緊急連絡先及び同居人等の申込者の関係者に関する個人情報についても本条項に従って取り扱います。

第8条(信用情報機関への登録・利用等)
(1)申込者は、当社が第1条、第2条に該当する個人情報及び法人情報を当社の加盟する以下の信用情報機関(以下「加盟先機関」といいます。)

第12条(必要情報の提出)
申込者は、委託契約の申込、締結又は履行に必要な情報を提出することに同意します。

第4条(個人情報の利用目的)
当社が申込者から取得した個人情報の利用目的は以下のとおりです。本条項に別段の定めがある場合のほか、利用目的を超えて個人情報を利用することはありません。

■加盟先機関
名 称:株式会社 日本信用情報機構(略称 JICC)
電話番号:0570-0555-955
URL: https://www.jicc.co.jp

第13条(本条項不同意の場合の措置)
申込者が、委託契約及び保証契約において必要な記載事項(申込書、委託契約書及び保証契約書表面で記載すべき事項)の記載を希望されない場合、及び本条項の全部又は一部を承認できない場合には、当社は委託契約及び保証契約の締結をお断りする場合があります。

- ①委託契約及び保証契約の締結可否の判断のため。
②委託契約及び保証契約の締結及び履行のため。
③委託契約に基づく求償権の行使のため。
④当社のサービスの紹介のため。
⑤当社のサービスの品質向上のため。
⑥委託契約もしくは保証契約の付帯商品提供のため。
⑦ご意見、ご要望又はご相談について、確認、回答又はその他の対応を行うため。
⑧賃貸人及び管理会社からの委託に基づく取納代行事務を行うため。
⑨賃貸借契約の履行及び管理並びに契約終了後の債権債務の精算に協力するため。

(2)当社が加盟先機関及び加盟先機関と提携する以下の信用情報機関(以下「提携先機関」といいます。)

第14条(審査結果)
当社は、委託契約及び保証契約申込についての審査結果を賃貸人、管理会社又は仲介会社へ通知します。

第5条(個人情報の第三者への提供)
(1)当社は、以下に該当する場合を除くほか、あらかじめ申込者本人の同意を得ず個人情報第三者に提供することはありません。

■提携先機関
名 称:全国銀行個人信用情報センター
電話番号:03-3214-5020
URL: https://www.zenginkyo.or.jp/pci/

第15条(個人情報の管理)
(1)当社は、その管理下にある個人情報の紛失、誤用及び改変を防止するために、適切なセキュリティ対策の実施に努めます。

- ①法令に基づく場合。
②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、申込者本人の同意を得ることが困難であるとき。
③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、申込者本人の同意を得ることが困難であるとき。
④国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、申込者本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(3)①第1項で当社が提供する個人情報及び法人情報のうち、保証額についての情報は賃貸借申込物件の賃料等1カ月分に相当する額とします。

第16条(個人情報及び法人情報取り扱い業務の外部委託)
当社は、個人情報及び法人情報を取り扱う業務の一部又は全部を外部委託することがあります。

(2)申込者は、当社が申込者の個人情報を以下の第三者に対し提供することに同意します。

②第1項で当社が提供する個人情報及び法人情報が、加盟先機関に登録される期間は以下の通りです。

第17条(統計データの利用)
当社は、提供を受けた個人情報をもとに、個人を特定できない形式に加工した統計データを作成することがあります。

①第4条記載の利用目的の達成のために、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃貸物件の所有者、賃貸人、管理会社、仲介会社、調査会社、緊急連絡先若しくは同居人等の申込者の関係者、委託契約もしくは保証契約の付帯商品の提供会社に提供すること。

ア 申込者を特定するための情報(申込者が個人の場合:氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先名称、勤務先電話番号等、申込者が法人の場合:法人名、代表者名、所在地、電話番号、設立年月日等)

第18条(本条項の改定)
当社は、法令等の定めがある場合を除き、本条項を随時変更することができるものとします。

②当社が申込者に対して有する債権を譲渡又は担保に供する場合、譲渡先又は担保権者に対し取引に必要な項目を電送等により提供すること。

イ 契約内容・返済状況・取引事実に関する情報
委託契約継続中及び終了後の5年以内
ウ 債権譲渡の事実に関する情報
当該事実の発生日から1年以内

第19条(個人情報保護管理者)
全保連株式会社 個人情報保護管理者 コーポレート本部長
第20条(問合せ窓口)
個人情報に関する苦情、利用目的の通知、開示、訂正等、利用停止等又はその他のご質問、ご相談若しくはお問合せにつきましては当社ホームページ(https://www.zenhoren.jp)を参照いただくか、以下の問合せ窓口までご連絡ください。

③その他申込者が第三者に不利益を及ぼすと当社が判断した場合に当該第三者に対し提供すること。

③加盟先機関は、当社が第1項で提供した個人情報及び法人情報並びに第1号の申込情報と、加盟先機関に登録している他の加盟会員及び提携先機関に登録している他の加盟会員に提供します。

住所:東京都新宿区西新宿1-24-1
担当部署:全保連株式会社 コンプライアンス統括部
電話番号:03-6327-5843
受付時間:土・日・祝日・当社休業日を除く9:00~18:00

第7条(家賃債務保証情報取扱機関への登録・利用等)
(1)申込者は、当社が個人情報等を当社の下の家賃債務保証情報取扱機関(以下「加盟家賃債務保証情報取扱機関」とい

④申込者は、加盟先機関に登録されている個人情報及び法人情報

第21条(適用除外)
申込者が法人の場合、第7条は適用外とします。

同意日 20 年 月 日
同意日 20 年 月 日

申込者署名欄
※法人申込の場合、
法人名と代表者氏名
連帯保証人予定者

住所:東京都新宿区西新宿1-24-1
担当部署:全保連株式会社 コンプライアンス統括部
電話番号:03-6327-5843
受付時間:土・日・祝日・当社休業日を除く9:00~18:00

第22条(契約事項)
当社の契約締結業務の都合上、申込者が、当社との間で委託契約(申込者が連帯保証人予定者の場合)は、当社との間で委託契約に係る連帯保証契約を締結するに際して、当社に対し、本条項とは別の個人情報の取り扱いに関する同意書(以下「別同意書」といいます。)

「賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書」の説明を行った不動産会社名をご記入ください

説明者(署名)

## 賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書

契約者(以下「お客様」という。)と締結する賃貸借保証委託契約(以下「本契約」という。)の内容及びその履行に関する事項について、ご契約内容をご理解いただくために特にご確認いただきたい事項を、この「賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書」に記載しています。ご契約前に必ずご一読くださいますようお願いいたします。  
 なお、本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては本契約書記載の各条項をご確認ください。

### 1. 保証会社の商号又は名称、住所、連絡先、相談窓口の名称

商号又は名称	全保連株式会社 登録番号 国土交通大臣(1)第16号 2017年12月21日登録	
本社所在地及び連絡先	【東京本社】 東京都新宿区西新宿1-24-1 TEL:03-6327-5840	【沖縄本社】 沖縄県那覇市字天久905番地 TEL:098-866-4901
問い合わせ窓口	沖縄県那覇市字天久905番地 お客様相談室 TEL:0570-01-1083 受付時間:土・日・祝日・当社休業日を除く 9:00~18:00	

### 2. 保証内容及び保証限度額

保証の範囲	保証対象物件の賃貸借契約(以下「原契約」という。)における家賃(賃料)、共益費/管理費、駐車場料金、水道料/町(区)費、退去時の精算金など本契約書第4条記載の内容となります。		
保証限度額	住居学生	月額賃料の24か月分相当額	お客様の滞納賃料等が本契約の保証限度額に達するまでに、賃貸人が保証対象物件の明渡請求訴訟を提起した場合、店舗・事務所、駐車場に限り、保証会社は賃料等につき明渡請求訴訟提起時の滞納金額に加え月額賃料10か月分相当額を上限として、保証限度額を追加します。
	住居	月額賃料の6か月分相当額	
	倉庫		
	店舗・事務所		
	トランクルーム		
駐車場	月額賃料の12か月分相当額		

### 3. 弁済に係る求償権行使

求償権行使	賃料支払約定日を過ぎても賃料等をご入金されない場合、保証会社がお客様に代わり賃貸人へ滞納賃料等を立替払い(以下「代位弁済」という。)いたします。保証会社は代位弁済により発生した求償権を、お客様へ行使させていただきます。
費用	代位弁済1回につき保証事務手数料として2,700円及び別途消費税等をご請求させていただきます。

### 4. 保証委託料及び保証期間

保証委託料	ご契約のプランに従って、以下の初回保証委託料及び継続保証委託料を保証会社にお支払いいただきます。		
	毎年プラン	住居	初回保証委託料:月額賃料の50%及び継続保証委託料:毎年1万円
		店舗・事務所	初回保証委託料:月額賃料の100%及び継続保証委託料:毎年:月額賃料の10%(上限なし・下限1万円)
		倉庫	初回保証委託料:月額賃料の100%及び継続保証委託料:毎年:月額賃料の10%(上限なし・下限1万円)
		住居学生	初回保証委託料:1万円及び継続保証委託料:毎年1万円
初回のみプラン	住居	初回保証委託料:月額賃料の100%	
	駐車場	初回保証委託料:1,000円	
	トランクルーム	初回保証委託料:1,000円	
※継続保証委託料は、本契約書に記載された保証開始日から保証期間中、満1年を経過する毎にお支払いいただきます。 ※ご契約後、保証会社が受領した初回保証委託料及び継続保証委託料の返金には応じかねますのでご了承ください。			
保証期間	本契約書の保証開始日から退去明渡日まで保証いたします。保証会社は、原契約が同一条件にて更新された場合には、更新期間についても本契約に基づき保証いたします。 保証会社は、原契約が借地借家法に規定する定期建物賃貸借である場合についても本契約に基づきお客様の退去明渡日まで保証いたします。		

### 5. 中途解約及び解除事由

中途解約	本契約は原契約の存続期間中は継続します。但し、お客様が賃貸人の書面による承諾を得て、保証会社に本契約の解約の申し出を行った場合は本契約を解約することができます。
解除事由	保証会社は、お客様が以下のいずれかに該当したときは、賃貸人に対する何らの通知、催告をすることなく直ちに本契約を解除することができます。 ①原契約又は、本契約の各条項に違反したとき。 ②暴力団・過激派・テロ組織・もしくはこれに類する組織(以下「反社会的集団」という。)に属し又は関係者であることが判明したとき。 ③本物件、共用部分、付属設備等に反社会的集団の組織、名称、活動等に関する物を提示、又は搬入したとき。 ④反社会的集団に属しあるいは関係者を居住させ、又はこれらの者を反復継続して出入りさせたとき。 ⑤お客様又はその関係者が本物件、共用部分、その他本物件の近隣において反社会的集団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動により第三者に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。 ⑥本契約に関する重要な事項について故意又は過失により虚偽の事実を告げ、保証会社が誤認して契約が締結されたとき。

### 6. 賃貸借保証委託契約に関する特約条項

賃借人(以下「甲」という)と全保連株式会社(以下「保証会社」という)は、甲の委任に基づき、賃貸借保証委託契約(以下「本契約」という)第4条(2)の定めにかかわらず、保証会社が認めることを条件に、以下の甲の債務(以下「本債務」という)を甲に代わって、次のとおり支払うことに合意した。
第1条(本債務の範囲) 本契約書記載の物件(以下「本物件」という)に関して締結した契約により生ずる甲の支払い債務(たとえば、損害保険契約から生ずる保険料相当額、緊急かけつけサービス・入居者優待サービス・その他生活関連サービス利用料等)。 但し、原契約書に記載されていることを条件とする。
第2条(特約に基づく保証限度額) 保証会社が、本特約によって保証する合計金額は、本物件の月額賃料3か月分相当額とする。 但し、本特約に基づき支払った金額は、本契約書表面のプラン表記載の保証限度額に関する計算につき、他の保証対象の債権の支払金額に加算される。
第3条(充当順位) 甲が、本特約及び本契約に基づき保証会社に弁済した金員が、支払期日の到来した甲の保証会社に対する債務全部を消滅させるのに足りないときは、保証会社はこれを本契約第13条(1)の規定に従い、充当するものとし、保証会社の甲に対する求償債権に充当するにあたっては、保証会社が本特約に基づき代位弁済したことと有する求償債権、本契約に基づき代位弁済したことと有する求償債権の順に充当するものとし、甲はこれに異議を述べない。
第4条(準用規定) 本特約に基づく代位弁済についても上記第1条、第2条、第3条以外は、甲と保証会社間の本契約の条項に従うものとする。